

## 柏市立南部中学校部活動規約（令和7年度）

部活動にあたっては、下記の事項を正しく把握し、規約通りに活動するものとする。

- 第1条 部活動生徒は「より良い学校生活を送るための約束」を遵守し、自主活動の精神を尊重し南部中学校の生徒としての誇りを持って活動に精進する。
- 第2条 各部は部長を1名、副部長を1～2名をおく。
- 第3条 施設・用具・備品は、公共物という自覚を持って大切に使用する。
- 第4条 活動中に事故が生じた場合には、顧問を通じて早急に学校長・養護教諭・担任・家庭と連絡をとる。
- 第5条 部活動への入部は任意とする。  
入部を希望する場合には、所定の用紙に必要事項を記入し、担任に提出する。1年生の入部に際しては、仮入部期間を設ける。退部は、担任と顧問に退部届を提出する。
- 第6条 各部は顧問・部長を中心に、年度当初に予算請求書を作成し、生徒会本部に提出して、その年度の部費を受ける。
- 第7条 活動上の諸問題については、顧問会議・部長会議で協議しその解決を目指す。  
下校違反等に対しても同様とする。
- 第8条 体育館・グランドの使用については、別にこれを定める。
- 第9条 テストの時は5日前（土・日、祝日も含む）より、部活動停止期間とする。但し、試験後1週間以内に大会がある場合には、保護者・学校長の承認を得て、生徒本人の意思を尊重し活動することができる。
- 第10条 平日の活動は朝もしくは放課後のどちらかとする。  
朝の活動時間は、7：10～7：55とする。（7：55には片付けを終える。）7：00以前には登校しない。※昇降口は7：00に開錠（生徒が7時前に来ても時間は早めない）
- 第11条 放課後の活動時間は、帰りの会終了後10分後に活動開始とする。1日の活動時間は、平日は原則16時30分までとし、延長練習をした場合でも最大2時間以内とし、最大延長時刻の15分前には終了する。※第16条参照  
土日の活動は原則行わないものとするが、千葉県小中学校体育連盟および柏支部主催大会

(総合体育大会・新人体育大会), コンクールや発表会等の 1 カ月前より, また, そのシード決め等に係る大会の 2 週間前より, 土日いずれか一方を活動日としてもよいものとする。土日祝日の活動は3時間程度を限度とする。

第12条 部活の休養日については年間で 100 日以上の完全休養日を設定すること  
1 週間のうち, 1 日休養日を設け, 原則土日のいずれかを休養日とすること。(繁忙期であっても, 月に 1~2 日の休養日を設けること)

第13条 部活動における生徒の更衣は, 指定された場所を使用し, 各顧問・部長は忘れ物や戸締まりを確認し, 管理上, 他に迷惑をかけないよう十分に部員の掌握に努める。

第14条 運動部の練習については, 必ず校内服かユニフォームを着用すること。  
又, 各部活動で認められたTシャツを着用しても良い。冬季のウインドブレーカーも同様とする。

**第15条** 放課後の最大延長時間は下記の通りとする。

4月	17:30	10月	17:00
5月	17:30	11月	16:45
6月	17:30	12月	16:30
7月	17:30	1月	16:30
8月	16:30	2月	17:00
9月	17:30	3月	17:30

第16条 時間延長については, 学校長の許可を得て, 保護者の同意が得られれば, 平日の活動時間 2 時間の制限の中で, 最大延長時刻まで活動することができる。なお, 延長は大会 2 週間前からの顧問の指定する 5 日以内に限り可能とする。ただし, 延長は総合体育大会, 新人戦, コンクール, 1 年生大会, 春の大会を基本とする。

第17条 休日・長期休業中の登下校については, 制服か校内服, 又は部活動で認められたユニフォームとする。また, 顧問のつかない自主練習は禁止する。

第18条 校外での活動については, 必ず学校長の承認を得て, 校外活動届を提出する。

参考： 柏教第31号 令和7年4月4日付 部活動・特設クラブ活動の活動方針及び活動記録について